

令和2年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	上場株式等の相続税に係る見直し		
税目	相続税		
<p>要望の内容</p>	<p>上場株式の相続税評価について、課税時期（死亡日）の前年の年平均株価、課税時期の属する月以前2年間の平均株価も対象とすること。 また、投資信託の相続税評価についても、上場株式の相続税評価と同様に、時価等（以下の【参考】①～⑥）も対象とすること。</p> <p>【参考】 相続財産となった株式の相続税評価は、時価等（上場株式①～④、非上場株式①～⑥のうち、最も低い価格）に基づき評価することとなっている。</p> <p>①相続時の時価 ②相続発生月の毎日の最終価格の平均額 ③相続発生の前月の毎日の最終価格の平均額 ④相続発生の前々月の毎日の最終価格の平均額 ⑤課税時期（死亡日）の前年の年平均株価 ⑥課税時期の属する月以前2年間の平均株価</p>	<p>平年度の減収見込額</p> <p>（制度自体の減収額）</p> <p>（改正増減収額）</p>	<p>2,185 百万円</p> <p>（ - 百万円）</p> <p>（ - 百万円）</p>
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 他の資産との比較における相続税の負担感の差により、投資家の資産選択を歪めることがないように、上場株式等の相続税評価について、所要の措置を講ずること。</p> <p>(2) 施策の必要性 上場株式等は、不動産等と比較して価格変動リスクの高い金融商品であるが、相続税の評価においては、相続時の時価等で評価される。 このため、上場株式等は、他の価格変動リスクの小さい資産と比べ、相続税評価上の扱いが不利（相続税評価額が割高）となっている。 当該相続税の負担感の差により、投資家の資産選択を歪めることがないように、上場株式等の相続税評価の見直しが必要。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上 1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	5,473万人(2018年度個人株主数の延べ人数) (出典)東京証券取引所等「2018年度株式分布状況調査」
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	相続税の負担感の差を考慮して、上場株式等の相続税評価を見直すものであり、投資家の資産選択における歪みを是正する措置として有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		相続税の負担感の差を考慮して、上場株式等の相続税評価を見直すものであり、投資家の資産選択における歪みを是正する措置として妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	新規要望のため、該当せず。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	新規要望のため、該当せず。
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	新規要望のため、該当せず。
	前回要望時の達成目標	新規要望のため、該当せず。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新規要望のため、該当せず。
これまでの要望経緯	本年度からの要望である。	